

下野市景観審議会 議事録

審議会等名 令和4年度第1回下野市景観審議会
日 時 令和4年7月22日（金） 午後2時00分～午後3時30分
会 場 下野市役所2階 203会議室
出席者 三橋伸夫 委員、古澤金子 委員、川俣一由 委員、海老原一弘 委員、
坂本英希 委員、野田善一 委員、濱野吉弘 委員、小林利孝 委員、
上野寿幸 委員（代理 武井道憲 企画調査課係長）、
影山晃弘 委員、兒玉和実 委員
市側出席者 （事務局）保沢明 建設水道部長、倉持吉男 都市計画課長、
川俣貴史 課長補佐、鈴木昌和 主幹、赤羽根勝之 主幹、
間中愛 主査

公開・非公開の別（ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）

傍聴者 なし

議事録（概要）作成年月日 令和4年8月1日

《※以降は会議次第に基づき記載する。》

【協議事項等】

1 開 会〈事務局（倉持吉男 都市計画課長）〉

皆様こんにちは。本日はお忙しいところ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

定刻となったので、令和4年度第1回下野市景観審議会を開催させていただきます。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策に配慮するとともに、マスクの着用により開催することをご了承いただきたい。

はじめに、山中副市長よりごあいさつ申し上げます。

2 副市長あいさつ

皆様には、お忙しいところお集まりいただき厚くお礼申し上げます。

下野市においては令和元年度から景観行政団体となり、令和2年度に景観計画策定委員会を立ち上げ、2か年にかけて市内景観に関する基礎調査及び市民アンケート、委員会での論議を経て令和3年度末に下野市景観計画を策定した。また、下野市景観条例を策定し、本年7月1日に施行したところである。市内においては国指定史跡である下野国分寺・下野国分尼寺跡周辺や下野薬師寺跡周辺といった歴史文化と一体となった景観や、平地林や水辺がつくる美しい田園風景、地域の特色のある景観が広がっている。市民の方や市外の方の温かい目を向けていただき魅力が発信されており、そのような市の景観をまもり活かし、暮らしの場として魅力的で誇りを持てるまちを創り、次世代へと引き継いでいく必要がある。

委員の皆様においては、様々な視点からの活発な議論をいただき、この景観計画が皆様にご理解いただき、市民の誇りとなっていただくことを願い開会のあいさつとする。

3 委嘱状交付

山中庄一 副市長より委員（代表：三橋伸夫 委員）に委嘱状を交付

4 自己紹介

委員、市側出席者による自己紹介

5 会長・副会長選任

事務局（倉持吉男 都市計画課長）

会長及び副会長の選出は、下野市景観条例施行規則第25条第4項の規定により、委員の互選と規定されている。副市長の進行により選出をお願いする。

山中庄一 副市長

選出方法について諮りたい。

濱野吉弘 委員

事務局案があれば伺いたい。

山中庄一 副市長

事務局案を聞くことに異議はあるか。

委員全員

異議なし

山中庄一 副市長

事務局の発言を求める。

事務局（倉持吉男 都市計画課長）

会長に三橋伸夫委員、副会長に川俣一由委員を提案する。

山中庄一 副市長

事務局の提案に異議はあるか。

委員全員

異議なし

山中庄一 副市長

異議なしと認め、会長に三橋伸夫委員、副会長に川俣一由委員が選出された。

事務局（倉持吉男 都市計画課長）

副市長は、公務のため退席する。

（山中庄一副市長 退席）

会長に選出された三橋伸夫委員にあいさつをお願いする。

6 会長あいさつ（三橋委員）

三橋伸夫 会長

只今下野市景観審議会の会長に指名された三橋です。あらためてごあいさつ申し上げます。

市の方からこの景観審議会の委員にというお話をいただいたとき、市の教育委員会から東の飛鳥という小冊子をいただいた。そこで一番印象に残ったのが、下野薬師寺である。奈良時代の話になるが、日本に仏教が伝わって何十年か経ち仏教を教え広げる正式なお坊さんを育てる制度がなかった。そこで鑑真という中国の高僧を日本に招聘するも、5回失敗して最後にたどり着くが視力を失ってしまったという話がある。そこでまず奈良東大寺

に戒壇院という戒律を授ける施設を造り上げた。ただそれだけでは日本も広く、奈良時代でも関東は拓けてきているので、奈良だけではなく東国にもそういった施設をと造られたのが下野薬師寺というわけである。当時京都も姿かたちがない時にこの下野市が東日本を代表する仏教の一大聖地といたらいいのか、非常に古い歴史をもっていると知ることができた。古代の人は現代人に比べて自然や地域を見る目は確かだったと思うが、そういう古代の人がここを選んだということは、この地域が持っている素晴らしさ、自然災害が少ないとか交通の便が良いとかそういったことが選ばれた理由のひとつなんだろうと思う。そして時が経って今に至るわけであるが、その間に3つの町が合併して下野市ができて、それより前になるが自治医科大学ができたり、グリーンタウン地区はUR都市機構が開発した新しい街もできたりしている。都市部と周辺の田園部が非常にバランスよく、商工業や農業など産業としてもバランスよく発展してきているのが下野市だと感じている。それが薬師寺まで遡れるということで、そういった選ばれた土地で、これからのまちづくりをしていくうえで、景観ということは産業振興とともにあるいは教育とかそういったことと併せて重要な行政の分野であろうと思っている。

景観計画策定委員会の中で、下野市が守るべき景観はなんだろうかと議論をさせていただいたわけだが、それを踏まえて、これからこの審議会でもう少し実務的な、景観重要建造物とか樹木はどういったものがあるのか、景観重点地区など、実務的な議論を行っていくことになる。ある意味計画策定よりも責任の重くなるものと私自身は受け止めている。

お集まりいただいた委員の皆様は様々なご経験をされているということで、皆様の知恵を拝借しながら、降りかかる難題に対して審議会として一定の方向性をお示しして市にお戻りする、そういう役割を果たしていきたいと思う。私一人ではとても担えない重責であるので、これからのご協力を是非ともお願いしたい。これから2年間どうぞよろしくお願いしたい。

7 議 事

事務局（倉持吉男 都市計画課長）

議事の前に、配布書類と会議の成立について報告をする。

【配布書類】

- ・令和4年度第1回下野市景観審議会次第
- ・委員名簿
- ・資料1 景観計画と景観審議会の概要
- ・景観計画本文（冊子「下野市景観計画・下野市緑の基本計画」）
- ・景観計画概要版
- ・景観条例
- ・景観条例施行規則
- ・景観計画ガイドライン

【会議の成立】

成立の要件：半数以上の委員の出席（規則第26条第2項）

委員数：11名（半数＝6名）

出席委員数：11名（>6名）

成立・不成立の別： 成立 ・ 不成立

報告は以上である。議事進行は、規則第62条第1項の規定に基づき、三橋伸夫 会長に
願う。

三橋伸夫 会長

はじめに、議事録署名人を指名する。名簿順で2番の古澤金子委員と4番の海老原一弘
委員に願う。

議題（1）景観計画の概要について、事務局の説明を求める。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

（資料により説明）

三橋伸夫 会長

ただ今、事務局から説明いただいた。委員からの発言を求める。

兒玉和実 委員

景観計画と緑の基本計画と計画が二つあるが、この二つの関係というか、元々この審議
会は景観条例で市長の諮問機関となっているが、そこに両方の計画がぶら下がっているの
か、それとも緑の基本計画という別のものが入ってくるのかお聞きしたい。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

景観審議会についてはこの後説明するような役割がある。景観計画と緑の基本計画の冊
子が1冊となっているが、景観計画と緑の基本計画は親和性が高いという判断により、景
観計画策定員会の中で緑の基本計画の策定についても様々なご意見をいただいた。

今回緑の基本計画についても説明し、進捗状況についても今後皆様に説明し、ご意見を
賜りたいと考えている。景観審議会の役割の中には具体的に入っていないが、景観形成推
進に関して必要な事項の一つとして緑の基本計画についても様々なご意見を賜りたい。

兒玉和実 委員

今回の条例や計画について、このタイミングで策定された背景やきっかけがあれば教え
ていただきたい。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

景観条例は栃木県内すべての自治体であるわけではない。元々下野市では栃木県の景観
条例を適用させて届出を受けてきた。届出者側としては今までと同じく下野市が窓口とな
る。栃木県の行っている事務について、下野市が手を挙げて栃木県の事務を一部下野市が
受けることになった。まず景観行政団体という形になり、下野市景観計画、下野市景観条
例を策定した。

そして栃木県の景観条例から下野市が外れ、7月1日からは下野市景観条例が適用とな
った。大きな意味でいえば地方分権的な流れの一つである。景観行政は身近な問題である
から、県単位でやるのではなく地域に即した方がいいだろうという考え方に基いて動い
ている。

兒玉和実 委員

今回の下野市の計画は県や他市町と比べて、どのような位置になるのか。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

一般的な話として、市の条例を作る場合、県よりも若干厳しく作ることが多い。届出対象行為の高さの基準についても県よりも低くなっている。また、特徴的なのは太陽光発電の届出であり、県の条例にはなかったが周辺の自治体でも太陽光発電を盛り込んでいるところがあったので、昨年様々ご議論いただいた中で、下野市については厳しめの届出対象範囲としている。皆様のご意見を反映させていただきつつ、市の実情を反映しながら作ったものとなる。

影山晃弘 委員

景観計画の P34 に記載されている行為の制限については、景観計画区域である市全域について網がかかってくるという理解でよいか。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

おっしゃる通り。

影山晃弘 委員

その上で、P36 の工作物について、例えば 5m や 10m の盛土を市内のどこかに行うという場合は、景観条例上ではどのような扱いとなるか。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

景観条例上では盛土についての制限はない。一般的に盛土の場合は環境関係の施策の中で盛土に関する規制があるので、そちらでみていく。

影山晃弘 委員

環境関係の規制で網がかかっているので好き勝手はできない、という認識で良いか。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

おっしゃる通り。

野田善一 委員

2点お聞きしたい。まず、景観計画はなかなか良いものができたと思っており、この計画に基づいて、下野市は田園文化都市に進化して高度に発展していくものと思う。私は景観計画策定委員会の委員であったが、一つ残念なのが屋外広告物条例についての検討がされていなかったところである。この計画でも 53P に記載されているが、なるべく早い段階で審議会の中で検討していただきたい。計画書内では栃木県屋外広告物条例に基づき運用と書いてあるが、県の条例は昭和 30 年代に制定されたものであり、時代にそぐわない条例ではないかと思う。以前にも話したが、広告物が林立、乱立しており、そのアジア的カオスが良いという意見もあるが、猥雑性を景観に与えているのではないか。そういった認識の上に立ってなるべく早くご検討いただきたい。

2点目として、仁良川の土地区画整理地内の東側、二宮側からこの整備地内の西の方へ行くと、万里の長城とでもいうような擁壁ができています。これは区画整理の一環として市が作ったわけですが、この景観計画の中には開発行為ということで、長大な法面及び擁壁が生じないようにできる限り現況の地形を生かすこと、のり面はできる限りゆるやかな勾配とし、周囲の植生と調和した緑化を図ることとあるが、区画整理絡みで今までの屋敷林や

防風林など美観に優れた状況でゆるやかな勾配だったものを垂直に立ち上げ、万里の長城みたいな擁壁を作っている。これが都心や横浜のように土地の高度利用を図る必要があるところであればやむを得ないこともあるだろうが、そんな必要は全くないだろう。であるにもかかわらず、この区画整理は予算的にもまちづくり交付金などを入れてたいへんな予算規模だったわけだが、自ら景観計画に抵触するような、事前協議が必要であるような工作物を作ってしまったことについてコメントをいただきたい。

三橋伸夫 会長

私も区画整理地内の現場は確認したことがあるが、水田が広がっていて、区画整理地の境がずっと擁壁になっている。これは景観計画が適用される前のことになるので、リカバリーをすることができるかどうか、市の考えを聞きたいというところか。

事務局（保沢 明 建設水道部長）

仁良川地区の区画整理において、東側の擁壁が南河内小中のところからずっと南にあるが、そこについてこれから無くそうというのはできないので現状のままとなる。ただ、まだできていない南側については、ああいっただ擁壁をやらずに進めているところである。すでに出来上がってしまった箇所についてはこれからどのような形にするかは現状では計画をしていない。今回意見をいただいたことについては担当に話しておく。

野田善一 委員

区画整理を進めるにあたって、反対者は出てくるものである。一部地権者の同意を得るべく擁壁を垂直に立ち上げたという話も聞いている。一般論として、行政が事務事業を進めるにあたっては、客体としての他者というか、対象がある。他者との交渉事があるため、100%行政の言い分が通ることはないため、譲歩というか許容範囲で譲ることもあると思うが、毅然として対処すべきときは、毅然として対処していただきたい。このような計画を作ると、私権の制限というか色彩や形状の縛りが出てくる。市民との対立も出てくると思うが、そういうことになっても、誠実に愚直にときとして毅然と対処していただきたいと思う。

事務局（保沢 明 建設水道部長）

ご意見ありがたく承る。区画整理事業は相手方がいるものであるため交渉を進める中で色々意見を聴いていくわけだが、この度景観計画及び緑の基本計画ができたので、区画整理の交渉担当者には話をし、家を建て直す場合など景観形成基準に合うようにできるだけお願いする形で進めていければと思うのでよろしく願いしたい。

三橋伸夫 会長

もう一点の質問で屋外広告物条例についてだが、景観計画の中では検討しますと記載がある。これについてももう少し踏み込んだ回答があれば願います。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

屋外広告物条例について、昭和 30 年代にできたものであり時代にそぐわないのではというご指摘があった。確かに条例化は古かったが、運用などは今の時代に合わせて随時変更されている。毎年、県や県内市町が集まった研修会や事例検討会において様々な事例の対応、デジタルサイネージなど新しい広告物についての取扱いについて試行錯誤している

ところであり、現場の状況としては時代に即した運用に努めているところであるため、深いご理解をいただきたい。また、今後の取組みについては、市では昨年度屋外広告物の管理システムを一新したところであり、新しいシステムでの運用を本格化させていくところである。ただし、違反広告物の管理などについては人的リソースの問題もありなかなか進まないところもあるので、まずは現状の確認を行っていき適正な管理を推進していきたいと考えている。また、条例については、県内では宇都宮市と日光市や那須塩原市などの観光地での条例化がメインとなっていて、他では県条例を適用している状況のため、今の段階では県条例を適正に運用し違反広告物等を指導することを進めているところである。今後それらを踏まえて、計画に記載があるように市独自の条例化を検討するなど、段階的に行っていきたいと考えている。

三橋伸夫 会長

屋外広告物条例の件ではないが、ガイドラインの31Pをご覧くださいと景観形成基準のひとつとして、屋外照明について言及されている。県内全市町の景観計画を把握した上で話ではないが、既存の景観計画よりも進歩しているところの一つであると感じている。県の景観条例から独立したとの話であるが、独立以上により厳しい、踏み込んだ計画になっていることは言えると思う。ほかに意見はあるか。

古澤金子 委員

最近仕事をするなかで空き家が増えているのを強く感じる。例えば10年後、20年後に景観的にはすごい状況になってくると思うが、そこについて市としてどのようにしていくか考えはあるのか。

三橋伸夫 会長

都市計画の分野にもなるが、空き家対策であると別の部署にかかることにもなる。

古澤金子 委員

空き家対策というか、そこに人が住んでいけばいいが、子どものところに行ってしまったたり施設に入ったりしてその家に住まなくなったときに、個人の私有物であるのでこれから高齢化になっていったときに、計画通りやっていけない人も増えると思うのでそこが気になる。

三橋伸夫 会長

確かに空き家は街の景観に密接に関わる場所である。私も県内他市町の空き家対策審議会等に関わっているが、全く手をこまねいているわけではなく、できる限り中古市場に乗せるように働きかけるとか、持ち主に対して景観的に問題があるので取り壊しの補助を案内するなど、できるだけ空き家を増やさない対策を都市計画課以外の部署でも行っている。なので連携して行っていくものと思われる。

そういう意味でいうと、人口が減少していく中で空き家が増えていき、高齢化が進んで屋敷の樹木の剪定がままならなくなるなど、景観に関して色々な問題が生じてくると思うが、市内の関係者と密接につながっていかないと景観を守っていくのはなかなかままならないというところである。計画書内にも記載されているとおり、市民や事業者との協力が必要になってくる。

それではほかに意見もないようなので、議題2について事務局より説明をお願いします。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

（資料により説明）

三橋伸夫 会長

ただ今、事務局から説明いただいた。委員からの発言を求める。

兒玉和実 委員

景観条例第20条の景観まちづくり団体について、具体的にどのような活動をするのか。実際既にそういった活動が行われているのか。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

計画書のP52をご覧いただくと、景観まちづくり団体の認定・支援についての記載がある。現状で、市にはこのような団体はない。こういった団体があるのは、歴史的なまちなみが残っているところで、土産物屋や地元の方がそういった団体を結成して景観を保全していくのがよくあるパターンと考えている。下野市はまだそこまでは達していない状況と認識している。今後こういった団体が出てきたり、あるいは必要になってきたりした際には、ここに記載している中で対応していくものと考えている。

野田善一 委員

皆様ご承知のとおり、壬生にファナックが進出した。茨城県だと明野町、山梨県にも工場がある。会社のカラーが黄色ということで、工場の外壁が黄色で従業員の制服も黄色になっている。仮定の話であるが、こういった企業が下野市にも進出してきた際に、従来と同じく外壁を黄色にしたいと要望があった場合はどのように対応するのか。

三橋伸夫 会長

参考になるかは分からないが、日光や那須のコンビニなどでは景観条例に合わせて店舗のシンボルカラーを茶色に変更していて、それが首都圏から来る方にとっては珍しく、写真に撮っていることがある。景観ガイドラインに即して事業者との話し合いの場を持ったときに、市としてどのような方針で進むのか、厳格に計画に定められた以上、一企業の方針であるとはいえ妥協してもらうのも選択肢の一つであるし、雇用や税金を生み出す企業であるので企業の方針を飲むのも選択肢の一つとなる。それらはそのときの状況になってみないと判断がつかないと思われるので、今事務局に答えを求めるのは難しいと思う。

兒玉和実 委員

私は40年ほど前にファナックへ工場実習に行ったことがあるが、その際に敷地内の建物の一部が白かったので理由を聞いたら、国立公園の関係で色が付けられなかったと聞いたので、何らかの方法はあるのかとは思う。

三橋伸夫 会長

他に意見はあるか。

私は県の景観審議会委員の経験があるのだが、実際に現場を見るということも重要かと思う。市として事業者は何らかの働きかけをしなくてはいけないときに、机上の資料だけではなかなか判断がつかないものであるので、現場も見て、市の判断が妥当であるか、現場主義という視点についても配慮いただけるとありがたい。県の場合だと毎年現場に行っ

ていた。日光の国立公園関係や、佐野の空き家関連の現場など、景観に関わる現実の姿を見ることは、適切な判断をしていく上では必要かなと個人としては感じている。

ほかに意見が無いようであれば、議題3について事務局より説明をお願いします。

事務局（川俣貴史 課長補佐）

次回の開催については現状では未定になるが、今後会長と相談してお知らせする。

三橋伸夫 会長

ほかに意見はあるか。

特に無いようなので議事は終了し会議の進行を事務局をお願いします。

8 閉 会〈事務局（倉持吉男 都市計画課長）〉

事務局（倉持吉男 都市計画課長）

長時間にわたりありがとうございました。

以上で令和4年度第1回下野市景観審議会を閉会する。